

かすみがうら市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。申請日時点で加入していても審査基準日時点で加入していない場合は、申請不可となりますのでご注意ください。

2 法定外労災保険加入の要件化

本市においては、法定外労災保険の加入を要件としません。ただし、次回の令和9・10年度建設工事入札参加資格審査においては、法定外労災保険の加入を要件とする予定です。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

4 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表方法等

有資格者名簿につきましては、閲覧（かすみがうら市総務部検査管財課窓口）及びインターネット（かすみがうら市ホームページ）で公表します。なお、郵送による登録結果の通知は行いませんのでご了承ください。

6 名簿を共用する部局

かすみがうら市役所の各部局及び出先機関

7 個別書類について

個別書類はありません。

8 問い合わせ先

かすみがうら市 総務部 検査管財課 契約担当

〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461

電話 0299-59-2111 内線1511・1513

※土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から1時を除く）